

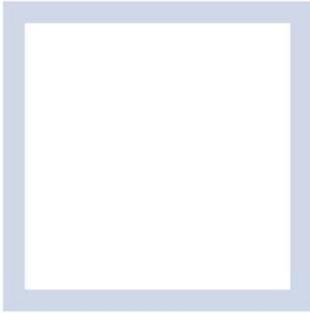
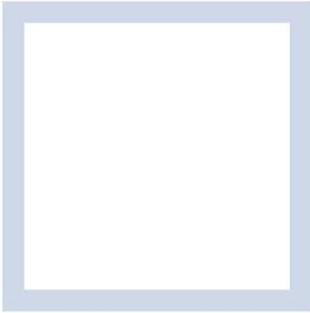
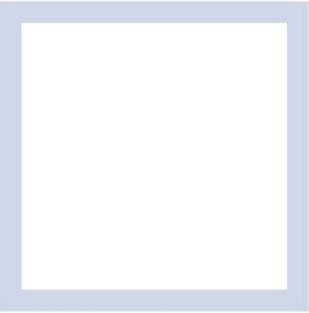
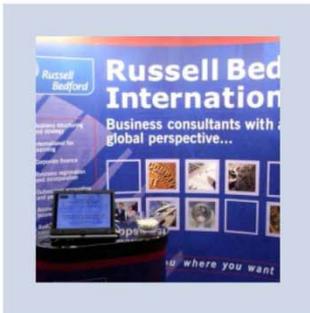
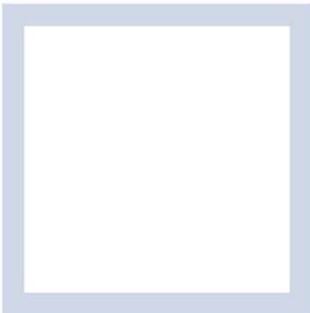
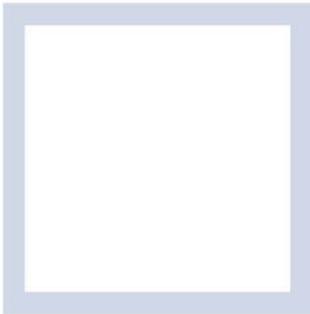
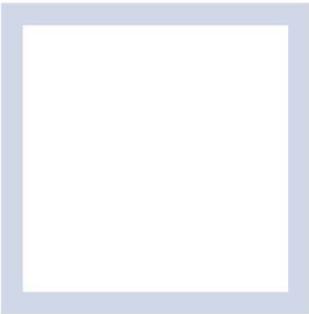


KTC SCS AUDIT

Member of Russell Bedford International -
with affiliated offices worldwide

NEWSLETTER

2015年10月18日発行



目次

頁

鉱産税に関する新しいガイダンス	1
2015年10月2日付 Circular No. 152/2015/TT-BTC (Ministry of Finance)	
特定企業のベトナムでの外貨使用を許可	1
Draft resolution to write-off tax debts of the Ministry of Finance	
2015年10月19日付 Circular No. 16/2015/TT-NHNN (State Bank of Vietnam)	
Circular 200 規制の明確化	2
2015年9月9日付 Official Letter No. 12568/BTC/CDKT (Ministry of Finance)	
政府による国家ビジネス環境の改善	2
2015年3月12日付 Resolution No. 19/NQ-CP (Government)	
海外投資の新規制	2
2015年9月23日付 Decree No. 83/2015/ND-CP (Government)	
環太平洋パートナーシップ（以下、TPP）の合意	2
2015年10月4日 Trans-Pacific Partnership (“TPP”)	
ベトナム労働総連盟（Vietnam General Confederation of Labor 「VGCL」）は最低賃金 14.4%の上昇を提案	3
2015年10月5日付 Official Letter No. 1567/TLD (VGCL)	
労働組合料の支払遅延に対するペナルティ	3
2015年10月7日付 Decree No. 88/2015/ND-CP (Government)	

鉱産税に関する新しいガイダンス

2014年10月2日、財務省（以下、MOF）は、鉱産税に関する新規制をガイダンスする Circular No.152/2015/TT-BTC を発行した。以下が注目すべき点である：

● 対象

原油、天然ガス、石炭ガスは、この法律に規定されていないが、MOF のその他の規制下となる。

● 課税対象項目

特定項目向けにより具体的な規制がある：

- ✓ 天然水に含むもの：地表水、農業、林業、水産養殖、製塩のために使用される天然水以外の地下水、機械を冷却するために使用される海水
- ✓ 自然鳥の巣には、専用ハウスから収穫されるものが除外されている

本通達は、2015年11月20日から有効になり2010年7月23日付 Circular No. 105/2010/TT-BTC と置換される

特定企業のベトナムでの外貨使用を許可

2015年10月19日、ベトナム中央銀行（以下、SBV）は、ベトナムの外貨の使用制限のガイドラインである Circular 16/2015/TT-NHNN を発行した。

これによれば、国防と安全保障、石油、その他の特定のケースに関連した場合、企業は、SBVからの書面による許可を得た後、ベトナムにおける外国通貨を使用する事が可能となる

具体的な文書及び手順も本通達に規定されている

本通達は、2015年3月12日から有効

Circular 200 規制の明確化

Circular No. 200/2014/TT-BTC（「Circular 200」）は、ベトナムにおける企業会計制度上の Decision No. 15/2006/QD-BTC と代わり、2014年12月22日発行され、2015年1月1日以降の事業年度から適用された。2006年から Decision 15 に精通していたため、ほとんどのベトナムの企業に影響を与える重要な変更といえる。

2015年9月9日に新たな Circular 200 の規制に対して多くの混乱がみられるため、MOF は、これらを明確化するために Official Letter No. 12568/BTC/CDKT を発行した。以下が顕著なポイントである：

● 会計通貨

これは、会計上の通貨としての外国通貨を使用するために外国通貨で主要な事業活動を持つ企業にとっては必須ではない。ベトナムドンは今でも代替選択することができます。

● 財務諸表の変換のための為替レート

Circular 200 適用初年度 2015 年適用として 2015年1月1日の財務諸表の利益剰余金を変換するために、2015年1月1日の実際為替レートを適用することが許容されている。そして、いずれの遡及規制も必要とされていない。

● 前払費用の組換

短期および長期前払費用の分類は、残存期間の満期というよりむしろ各項目の元々の満期に基づくべきである。前払費用の再組換はされない。

● プロモーショングッズの収益

収益認識条件が満たされていないため、いかなる売上高も配達前に認識されるべきでない。そのため、プロモーション商品や贈り物の売上原価の発生は、記帳されるべきでない。

政府による国家ビジネス環境の改善

次のように 2015 年 3 月 12 日に、政府は 2015 年及び 2016 年の国家ビジネス環境と競争力の改善のために Resolution No. 19/NQ-CP を発行した。以下が注目すべき点である：

● 2015 年

- ✓ 短期納税のため、年間最高 121.5 時間、社会保険の支払いために年間最高 49.5 時間時間
- ✓ 企業の 95%以上が税金の電子申告
- ✓ 事業改行の時間を最長 6 日間
- ✓ 事業倒産の手続き短縮ために、最長 60 ヶ月から 30 ヶ月に

● 2016 年

- ✓ 建設業許可を取得するために、手続きの簡素化と最長 77 日に時間短縮
- ✓ 資産使用のために、資産所有権の登録を最長 14 日に時間短縮
- ✓ 商事紛争の解決のために最長 200 日へと時間短縮

海外投資の新規制

2015 年 9 月 25 日、政府が海外投資に関する Decree No. 83/2015/ND-CP を発行した。

これによれば、投資家は、海外投資証明書を取得する前に、市場調査などの初期段階での活動のため、海外の外国通貨、商品、機械設備を移転することができる。送金の制限は、合計海外投資の 5%であるが、USD300,000 を超えないものとする。

本政令は、2015 年 9 月 25 日から有効となり、2006 年 8 月 9 日付の Decree No. 78/2006/ND-CP に置き換えられる。

環太平洋パートナーシップ（以下、TPP）の合意

2015 年 10 月 4 日、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムなど 12 カ国が TPP に関して最終的な合意に達した。TPP は、21 世紀の重要な協定となる主要な機能を備えている：

● 市場への包括的なアクセス

TPP は、会員の企業、労働者、消費者のために新しい機会と利益を創出し、実質的に商品やサービスの貿易全体の関税と非関税障壁を排除又は削減する。

● コミットメントへの地域的アプローチ

TPP は、製品開発とサプライチェーン、シームレスな貿易を促進し、効率を高め、目的と労働の創出をサポートし、生活水準の向上、環境保全への取組みを強化し、国内市場の開放と同様に国境を越えた統合を促進する。

● 新たな貿易課題に対処

TPP は、デジタル経済の発展、グローバル経済における国有企業の役割などの新たな課題に対処することにより、革新性、生産性、競争力を促進する。

● 包括的な貿易

TPP は全ての発展段階に有る経済を求めており、あらゆる規模の事業が貿易から利益を得る。これには、中小企業がこの協定を理解するのを助け、その機会を活用するためのコミットメントが含まれている。

● 地域統合のためのプラットフォーム

TPP は、地域経済統合のためのプラットフォームとして意図されており、アジア太平洋地域に渡る追加的な経済を目指している。

交渉が終わっているが、国は正式調印する前に技術的な問題を完了するための時間を必要としている。調印後、TPP のメンバーは、各国の手続きにより承認を得ることとなる。

次回のニュースレターで *TPP* のステータスを更新します。

ベトナム労働総連盟「VGCL」は最低賃金 14.4%の上昇を提案

弊社 9 月のニュースレターでは、National Salary Council (VGCL のメンバー) が、2016 年地域の最低賃金平均 12.4%高める最終的なスキームを政府に提出した。

しかし、2015 年 10 月 5 日に、VGCL は、上記案に反し Official Letter No. 1567/TLD を首相に提出し、最低賃金 14.4%の上昇を提案した。

よって、政党が本提案に関する最終合意に達するには至っておらず、正確な上昇率に関して政府の正式決定を待つ必要がある。

次回ニュースレターにおいて、本規定の更新を致します。

労働組合料の支払遅延に対するペナルティ

2014 年 10 月 7 日、政府は、労働の行政違反と社会保険の罰則に関する Decree 95/2015/NĐ-CP を修正する Decree No. 88/2015/NĐ-CP を発行した：

- 労働組合料の支払遅延または十分な額を支払っていない従業員に対して総労働組合費の 12%~15%の罰金が課せれるが、VND75,000,000 は超えない
- 全従業員を対象とした労働組合料を支払っていない従業員に対して総労働組合費の 18%~20%の罰金が課せれるが、VND75,000,000 は超えない
- ペナルティ決定の日から 30 日以内に、雇用主は未払いの労働組合料を支払う必要が有ることに加え、ペナルティ時の国有商業銀行が発表した預金口座の最高利率で計算された利息を支払う必要がある

本政令は、2015 年 11 月 25 日から有効

免責事項

本ニュースレターは、要約形式の情報が含まれているため、一般的なガイダンスを想定しております。より詳細な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。参照は、適切なアドバイザーになされ、KTC SCSは、本記載事項で引き起こされるいかなる人物の行動による損失に関して、一切の責任を負いかねます。

KTC SCSは、ヨーロッパ、南北アメリカ、中東、アフリカ、インド亜大陸、アジアの90カ国以上で、460名のパートナー、5,000名のスタッフと200のオフィスに代表されるラッセルベッドフォード・インターナショナル(www.russellbedford.com)のメンバーであります。

KTC SCSはお客様に高品質のサービスを提供するプロフェッショナル・ファームです。我々はクライアントに対する事業上の問題への実践的かつ費用対効果の高いソリューションという付加価値の高いサービスに注力しています。また、品質管理は我々を差別化するビジネスで最も重要なプロセスです。

KTC SCSは、（ローカル及びインターナショナル）公認会計士、様々な業界で働くことに豊富な経験を持つ会計及びファイナンスの博士、MBA保持者などの資格ある専門家のチームによって構成されている。人財こそ、我々の最も重要な成功要因です。

お問い合わせ

ハノイ事務所

Pham Duy Hung
hung.duy.pham@ktcvietnam.com

Do Thuy Linh
linh.thuy.do@ktcvietnam.com

Nguyen Cam Chi
chi.cam.nguyen@ktcvietnam.com

Level 4, GP Invest Building, 170 LaThanh Street,
Dong Da District, Hanoi, Vietnam
Tel:+84-4-6277 6386
Fax: +84-4-6277 6376

ホーチミン事務所

Thai Van Anh
van.anh.thai@ktcvietnam.com

Le Quang Hai
hai.quang.le@ktcvietnam.com

Level 4, 162B Dien Bien Phu, Ward 6,
District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel:+84-8-6290 9980
Fax: +84-8-6290 9981

本ニュースレターにおける記載事項の詳細な情報に関しては、ウェブサイト www.ktcvietnam.com を参照するか、hanoi@ktcvietnam.com にご連絡頂けると幸いです。

